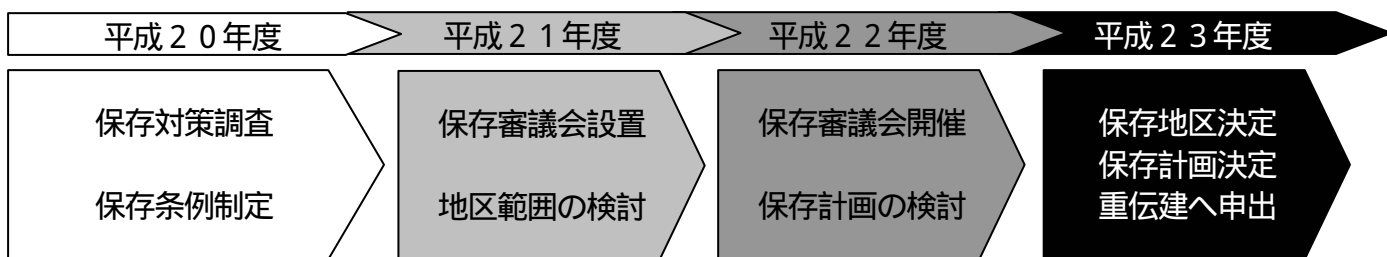


# ((( 伝建群だより )))

編集・発行 桐生市総合政策部伝建群推進室推進係  
Tel 0277-46-1111(内線346,639)  
Fax 0277-43-1001  
E-mail denkengun@city.kiryu.gunma.jp

平成23年 6月 1日発行 夏号 10

桐生市本町一、二丁目と天満宮周辺の歴史的町並みを後世に受け継ぐために、保存に向けて、検討を進めています。



桐生市では、平成20年度に伝建群推進室を新設し、早期の指定に向けて、地元の皆さんのご意見を伺いながら、保存審議会ですべて具体的な検討を行っています。地区の範囲や保存計画の内容など、準備が整ってきましたので、平成23年度には地区指定を行うと同時に、文化庁へ重伝建地区選定の申出を行う予定です。

伝建地区になると私たちの建物はどうすればよいのですか？

何かメリットはあるのですか？



基本的には今のままを維持してもらえれば大丈夫です。

新築や増改築を行う場合には、許可が必要となります。所有している建物などが特定物件に指定されると、修理や復旧に対して市が補助金を交付します。税金も免除・軽減があります。また、特定物件以外の人も税金の軽減があります。



～ 伝建群を目指して～

伝統と創造 粋なまち 桐生

# 伝統的建造物群保存地区制度について ~保存計画(案)の考え方~

## 現状変更に係る許可申請



何をする時に許可が必要になるのですか？



新築や増改築などを行うときには、事前に許可申請してもらう必要があります。歴史的町並みを保存していくため、内容の確認をします。

伝建地区で許可が必要な行為



建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却  
建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更(外観の変更)  
宅地の造成、土地の形質の変更  
木竹の伐採、土砂類の採取

許可申請では、建築物等の高さや屋根形状、色彩などについて、基準に合っているか確認します。

## 助成制度

桐生市における修理基準及び修景基準は現在、検討中です。

|          |   |
|----------|---|
| 修理に対する補助 | 修理基準に基づき特定物件に指定された建造物などの外観の修理や修復、耐震補強などに際し、費用の一部を補助します。 |
| 修景に対する補助 | 修景基準に基づき特定物件以外の建造物の新築などに際し、費用の一部を補助します。                 |

桐生市の助成率及び限度額は現在、以下の他地区の例を参考に検討中です。

|         | 香取市佐原地区            | 川越市川越地区             | 桜川市真壁地区            | 備考                                  |
|---------|--------------------|---------------------|--------------------|-------------------------------------|
| 修理費用補助金 | 助成率80%<br>限度額700万円 | 助成率80%<br>限度額1600万円 | 助成率80%<br>限度額800万円 | いずれも建築物の場合で、工作物などは助成率及び限度額が変わってきます。 |
| 修景費用補助金 | 助成率70%<br>限度額200万円 | 助成率60%<br>限度額600万円  | 助成率70%<br>限度額400万円 |                                     |

## 税制優遇

桐生市の地方税に係る優遇内容は現在、検討中です。

|     |   |
|-----|---|
| 国 税 | 特定物件に指定された建造物と、その敷地について、十分の三を控除した金額により相続税を評価します。                  |
| 地方税 | 特定物件に指定された建造物に掛かる固定資産税は非課税となります。また、伝建地区内全ての土地については、固定資産税を適宜減免します。 |

下記のところにお気軽にお問い合わせ下さい。  
ご意見ご要望もお寄せください。

桐生市 伝建群推進室  
0277-46-1111(内線346,639)  
伝建まちなか交流館  
0277-22-1122



何か気になることや心配なことがあったらどうしたらよいのですか？



~ 伝建群を目指して ~

伝統と創造 粋なまち 桐生